

令和 8 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 8 年 3 月 2 3 日 提出

目 次

議案第 5 5 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 4 号) -----	5
議案第 5 6 号	茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正す る条例-----	1 6
議案第 5 7 号	茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に 関する条例の一部を改正する条例-----	1 7
議案第 5 8 号	茅ヶ崎市立保育園条例の一部を改正す る条例-----	1 9
議案第 5 9 号	茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例-----	2 2
議案第 6 0 号	工事請負契約の締結について-----	2 3
議案第 6 1 号	和解について-----	2 5
議案第 6 2 号	和解について-----	2 6
報告第 2 号	専決処分の報告について-----	2 7
報告第 3 号	専決処分の報告について-----	2 8

令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第14号）

令和7年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,594,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		23,952,626	4,260	23,956,886
	2 国庫補助金	8,482,653	4,260	8,486,913
16 県支出金		8,255,440	243	8,255,683
	2 県補助金	2,345,459	243	2,345,702
17 財産収入		1,536,225	22	1,536,247
	1 財産運用収入	277,616	22	277,638
20 繰越金		3,626,178	829,990	4,456,168
	1 繰越金	3,626,178	829,990	4,456,168
歳 入 合 計		112,759,667	834,515	113,594,182

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		12,194,051	804,908	12,998,959
	1 総務管理費	9,668,475	804,908	10,473,383
3 民生費		45,710,210	21,346	45,731,556
	1 社会福祉費	19,491,087	8,522	19,499,609
	2 児童福祉費	21,505,026	12,824	21,517,850
8 土木費		9,809,900	8,261	9,818,161
	2 道路橋りょう費	2,418,651	8,261	2,426,912
歳 出 合 計		112,759,667	834,515	113,594,182

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉管理経費	8,522

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	94,645	102,906

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	23,952,626	4,260	23,956,886
16 県支出金	8,255,440	243	8,255,683
17 財産収入	1,536,225	22	1,536,247
20 繰越金	3,626,178	829,990	4,456,168
歳入合計	112,759,667	834,515	113,594,182

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	12,194,051	804,908	12,998,959
3 民生費	45,710,210	21,346	45,731,556
8 土木費	9,809,900	8,261	9,818,161
歳 出 合 計	112,759,667	834,515	113,594,182

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	4,908	800,000
4,503	0	0	16,843
0	0	0	8,261
4,503	0	4,908	825,104

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	23,952,626	4,260	23,956,886
2 国庫補助金	8,482,653	4,260	8,486,913
2 民生費国庫補助金	2,971,568	4,260	2,975,828
16 県支出金	8,255,440	243	8,255,683
2 県補助金	2,345,459	243	2,345,702
2 民生費県補助金	1,103,985	243	1,104,228
17 財産収入	1,536,225	22	1,536,247
1 財産運用収入	277,616	22	277,638
2 利子及び配当金	157,336	22	157,358
20 繰越金	3,626,178	829,990	4,456,168
1 繰越金	3,626,178	829,990	4,456,168
1 繰越金	3,626,178	829,990	4,456,168
歳 入 合 計	112,759,667	834,515	113,594,182

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	社会福祉費補助金	4,260	9 障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金 (1/2)	4,260
2	児童福祉費補助金	243	1 小児医療費助成事業費補助金 (1/3)	243
1	利子収入	22	4 まち・ひと・しごと創生基金利子	22
1	前年度繰越金	829,990	1 前年度繰越金	829,990

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	12,194,051	804,908	12,998,959		
1 総務管理費	9,668,475	804,908	10,473,383		
6 財産管理費	575,552	800,000	1,375,552	一般財源	800,000
7 企画費	1,728,610	4,908	1,733,518	そ の 他	4,908
3 民生費	45,710,210	21,346	45,731,556		
1 社会福祉費	19,491,087	8,522	19,499,609		
2 障がい者福祉費	8,150,229	8,522	8,158,751	国庫支出金	4,260
				一般財源	4,262
2 児童福祉費	21,505,026	12,824	21,517,850		
1 児童福祉総務費	5,053,857	12,824	5,066,681	県支出金	243
				一般財源	12,581
8 土木費	9,809,900	8,261	9,818,161		
2 道路橋りょう費	2,418,651	8,261	2,426,912		
1 道路橋りょう総務費	429,702	8,261	437,963	一般財源	8,261
歳 出 合 計	112,759,667	834,515	113,594,182		

(単位 千円)

節		説明	金額
区分	金額		
24	積立金	800,000	60 公共施設等再編整備基金積立金 800,000
24	積立金	4,908	80 まち・ひと・しごと創生基金積立金 4,908
12	委託料	8,522	10 障がい者福祉管理経費 8,522 1 障がい者福祉管理経費 8,522
19	扶助費	12,824	60 小児医療費助成事業費 12,824
10	需用費	8,261	20 道路橋りょう総務管理経費 8,261
	6 修繕料	8,261	

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、国家公務員に準じて、通勤のため駐車場等を利用することを常例とする職員に対し駐車場等に係る通勤手当を支給するため提案する。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（通勤に係る費用弁償）

第 14 条 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用職員及び通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする会計年度任用職員には、通勤に係る費用を弁償する。

2 給与条例第 17 条の規定は、前項の規定による通勤に係る費用の弁償について準用する。この場合において、同条第 2 項第 2 号中「支給単位期間につき、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「一の通勤につき 66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額を 21 で除して得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の額を 10 円に切り上げた額）」と、同条第 3 項第 1 号中「支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額」とあるのは、「一の通勤につき 240 円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額」と、同条第 4 項中「支給単位期間に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、職員に駐車場等に係る通勤手当を支給することに鑑み、通勤のため駐車場等を利用することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員に対し駐車場等に係る費用を弁償するため提案する。

茅ヶ崎市立保育園条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立保育園条例（昭和 4 1 年茅ヶ崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「及び特別保育（同条第 3 項に規定する特別保育）」を「並びに時間外保育（同項に規定する時間外保育をいう。）、一時預かり保育（同条第 2 項に規定する一時預かり保育をいう。）及び病後児保育（同条第 4 項に規定する病後児保育）」に改める。

第 1 2 条の見出しを「（時間外保育等）」に改め、同条第 1 項中「市立保育園（茅ヶ崎市立浜見平保育園（次項において「浜見平保育園」という。）及び中海岸保育園を除く。）は、入園児童に対して通常の保育時間において行う保育（以下「通常保育」という。）」を「市立保育園においては、通常保育（入園児童に対して通常の保育時間において行う保育をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「浜見平保育園は、通常保育のほか、時間外保育及び」を「茅ヶ崎市立浜見平保育園においては、前項に定めるもののほか、」に、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった」を「次条第 3 項に規定する」に改め、同条第 4 項中「特別保育」を「時間外保育、休日等保育、一時預かり保育、病後児保育及び乳児等通園支援（以下「時間外保育等」という。）」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「は、通常保育のほか、時間外保育」を「においては、第 1 項に定めるもののほか」に、「保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった」を「次条第 4 項に規定する」に改め、「（以下「特別保育」という。）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 茅ヶ崎市立鶴が台保育園においては、第 1 項に定めるもののほか、休日等保育（次条第 2 項に規定する児童に対して休日等において行う保育をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第 7 条第 1 1 項に規定する乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行うものとする。

第 1 3 条の見出し中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条第 3 項第 1 号イ中「（児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所をいう。）」、「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。）」及び「（児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 休日等保育を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする

。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであつて、市内の保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。第4項第1号において同じ。）若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。第4項第1号において同じ。）に入所し、又は市内の家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。第4項第1号において同じ。）を行う事業所において保育を受けていること。

(2) 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの児童であること。

(3) 保護者の就労形態その他やむを得ない事情により休日等保育が必要と認められること。

第13条に次の1項を加える。

5 乳児等通園支援を利用することができる者は、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児及びその保護者とする。

第14条の見出し中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条中「特別保育」を「時間外保育等」に、「児童」を「者」に改め、「保護者」の次に「（前条第5項に規定する保護者が乳児等通園支援を利用しようとするときは、当該者）」を加える。

第16条の見出しを「（時間外保育料等）」に改め、同条第1項中「特別保育の」を「時間外保育等の」に、「以下「特別保育料」を「次項において「時間外保育料等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「特別保育料」を「時間外保育料等」に、「特別保育の」を「時間外保育等の」に改め、同項第1号イ中「特別保育料」を「時間外保育の利用に係る料金」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 休日等保育 1日につき3,500円

第16条第2項に次の1号を加える。

(5) 乳児等通園支援 1月につき、次に掲げる額の合計額

ア 子ども・子育て支援法第30条の20第3項の基準により算定した1時間当たりの費用の額（その額が現に乳児等通園支援に要した1時間当たりの費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児又は幼児について乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額

イ 利用1時間当たりの額として規則で定める額に当該月に乳児又は幼児について乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額

第16条第3項中「特別保育料」を「時間外保育、一時預かり保育及び病後児保育の利用に係る料金」に改める。

第17条の見出し中「特別保育料」を「時間外保育料」に改め、同条中「前条第2項第1号の規定による特別保育料」を「時間外保育の利用に係る料金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、乳児等通園支援を茅ヶ崎市立鶴が台保育園において行う等のため提案する。

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和8年3月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改定するため提案する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年3月23日提出

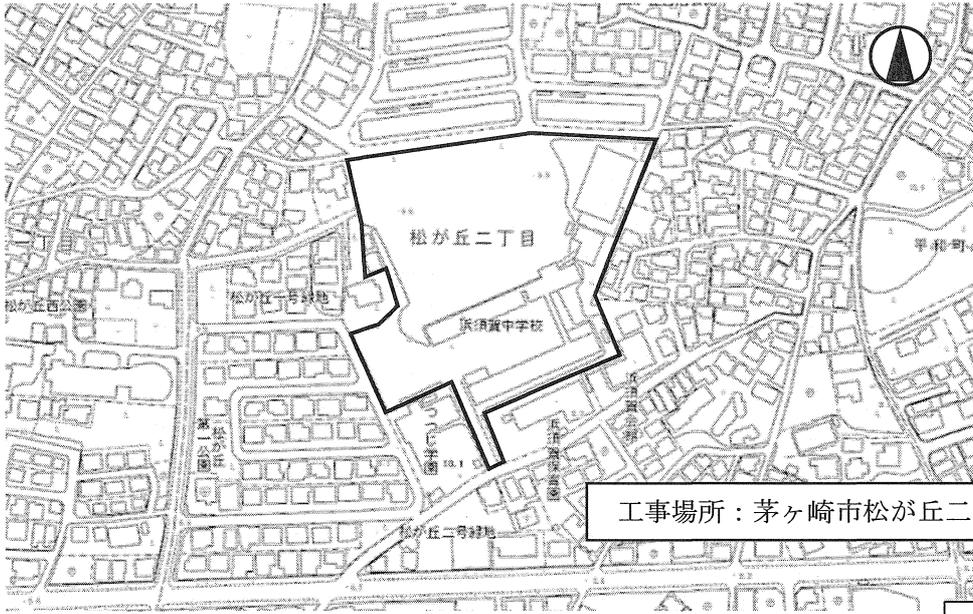
茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 浜須賀中学校南棟大規模改修（建築）工事（その2）
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 252,120,000円
- 4 竣工期限 令和9年3月1日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市若松町6番24号
株式会社クワコー
代表取締役 桑水流 大和

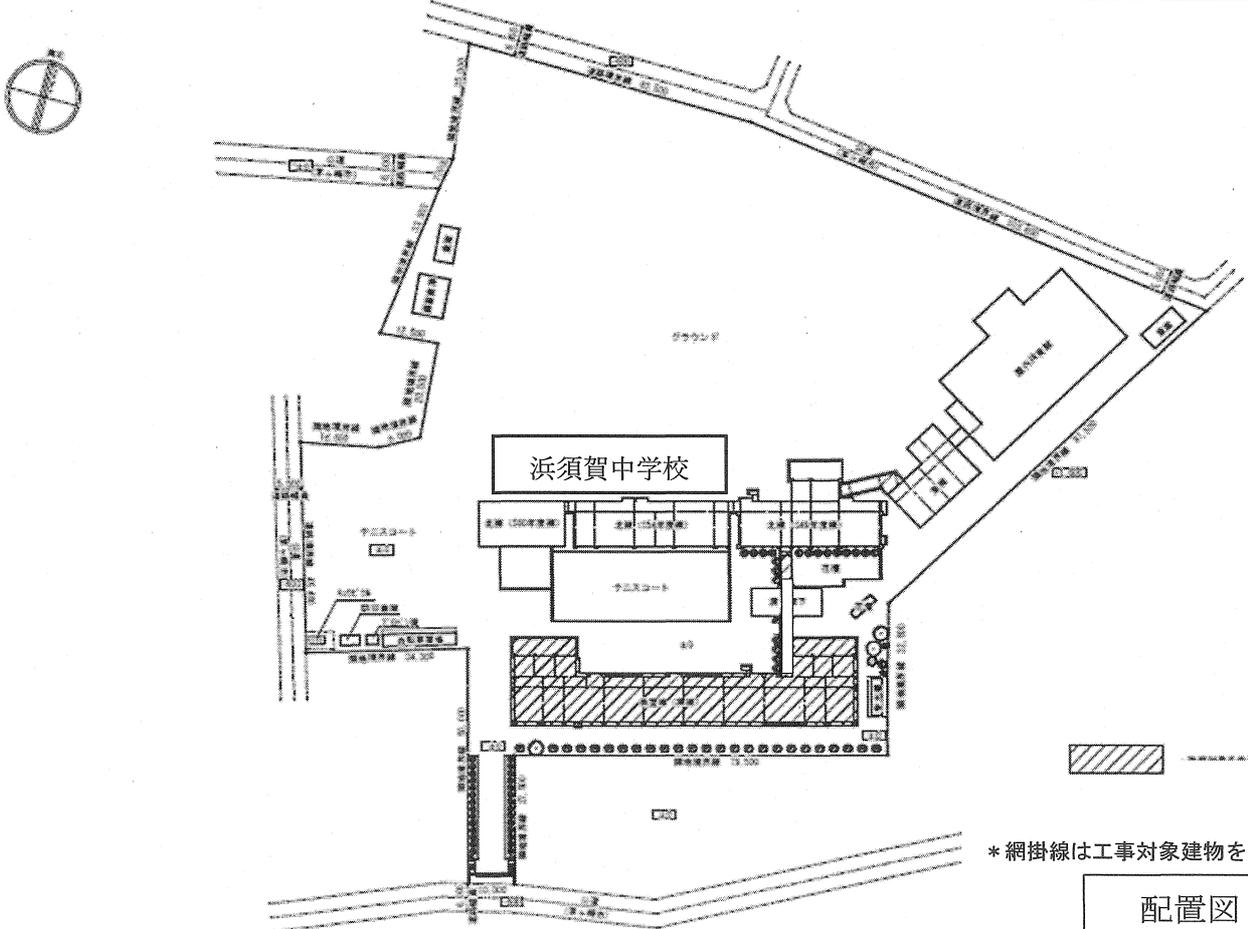
提案理由

本案は、浜須賀中学校南棟大規模改修（建築）工事（その2）の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：浜須賀中学校南棟大規模改修（建築）工事（その2）



案内図



配置図

工事名称 浜須賀中学校南棟大規模改修（建築）工事（その2）	工事概要 建築工事 一式
施設概要 施設名称：茅ヶ崎市立浜須賀中学校 所在地：茅ヶ崎市松が丘二丁目8番54号	

和解について

次のとおり和解する。

令和8年3月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金436,983円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和7年9月24日午前9時49分頃、茅ヶ崎市新栄町12番24号地先において、環境事業センター職員が運転する塵芥車が国道1号を走行中、前方の相手方車両が停止したことに気付かず追突し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和8年3月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金791,747円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和7年9月24日午前9時49分頃、茅ヶ崎市新栄町12番24号地先において、環境事業センター職員が運転する塵芥車が国道1号を走行中、前方の車両が停止したことに気付かず追突し、追突された車両が、その前方で停止していた相手方車両に追突し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

専決処分の報告について

次のとおり令和 8 年 2 月 1 3 日専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金 8 , 0 0 0 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和 7 年 8 月 2 8 日午後 4 時頃、浜見平保育園地域育児センター内において保育中の児童があたり相手方が負傷したため、これに対する治療費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年3月6日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年3月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金213,873円
- 2 損害賠償の相手方 市外所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和8年1月13日午前9時30分頃、藤沢市辻堂神台二丁目2番3号の駐車場内において、資産税課職員が軽トラックを降車する際、左側前ドアが強風にあおられ、隣に駐車していた相手方車両の右側前ドアに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものです。

